

船舶事故調査報告書

平成23年8月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成22年12月16日 20時31分ごろ
発生場所	香川県丸亀市丸亀港沖 丸亀港蓬萊町防波堤灯台から真方位311° 1,650m付近 (概位 北緯34° 19.2′ 東経133° 46.2′)
事故調査の経過	平成22年12月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 引船 ^{さんよう} 山陽、19トン 273-11324 広島、住広海運有限会社（A社） 13.98m (Lr) × 5.40m × 1.90m、鋼 ディーゼル機関、558kW（連続最大）、不詳 B 台船 ^{うえだ} 植田1001 不詳 40m × 16m × 2.5m、鋼 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月22日 免許証交付日 平成22年4月28日 (平成28年1月27日まで有効) B 甲板員 男性 56歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	A船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、空船のB船をえい航して丸亀港の北方沖に達し、着岸準備のため、A船の左舷側にB船を横抱きにする態勢とした。 船長は、平成22年12月16日20時30分ごろ甲板員がB船の船首中央部でえい航索を揚収しているところを認め、その約1分後に「ウォー」という声を聞いたが、気に留めることなく船橋に戻り、B船の船首方に向けて投光器を照射したところ、船首中央部付近に甲板員の姿が見えなかった。 船長は、A船、B船及び付近の海面を捜したものの甲板員の所在が不明であることから、21時00分ごろ海上保安庁に通報した。 甲板員は、翌17日10時00分ごろ、海上保安庁のヘリコプターによ

	り、香川県坂出市沙弥島沖で発見され、のちに溺死と検案された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、気温 約3.5℃ 海象：水温 約2～3℃	
その他の事項	本事故当時、B船に動揺はなかった。 B船の甲板には落水防止用の固定式のハンドレール等がなかった。 えい航索の揚収作業は、完了していない状態であった。 甲板員は、A社などの厳しい指導で、入出港作業時に救命胴衣を必ず着用しており、落水時、本人の救命胴衣が本船に残されていなかったが、発見時、救命胴衣を着用していなかった。 船長は、海上勤務が約50年であった。 船長は、補聴器を使っていた。 甲板員は、平成21年2月A社に入社したが、入社以前に台船をえい航した経験があった。 甲板員は、泳ぐことができた。 B船のえい航索巻揚げ用の電動ウインチは、本事故時、故障していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし 不明 不明 甲板員は、溺死した。 A船は、丸亀港沖において、B船を横抱きにして着岸準備中、B船でえい航索の揚収作業に当たっていた甲板員が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。 船長は、20時30分ごろB船の船首中央部でえい航索の揚収作業を行っていた甲板員を目撃し、その約1分後に「ウォー」という声を聞いていることから、20時31分ごろ、甲板員が落水した可能性があると考えられる。 甲板員は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が丸亀港沖において、B船を横抱きにして着岸準備中、B船でえい航索の揚収作業に当たっていた甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。	